

委第 6 号議案

市長専決処分事項の指定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

市長専決処分事項の指定について

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年4月1日以後次に掲げる事項は、市長において専決処分することができる。
 - (1) 市が当事者である和解で、その目的の価格が300万円（交通事故による場合にあっては、当該額に、自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及びてん補額並びに免責金額を加えた額）以下のもの
 - (2) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が300万円（交通事故による場合にあっては、当該額に、自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及びてん補額並びに免責金額を加えた額）以下のもの
 - (3) 法令（法律及びそれに基づく命令（告示を含む。）をいう。）の改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項又は用語の引用箇所を整理するための条例の改正（改正の内容に市の裁量の余地がなく、必然的に改正を要するものであって、かつ、直ちに施行しなければならないものに限る。）
 - (4) 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修、工事又は支援活動に係る歳入歳出予算の補正
 - (5) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正
- 2 市長専決処分事項の指定について（平成5年3月25日議決）は、令和6年3月31日限り廃止する。